

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678 Fax :06-6209-8145

◆ クレジットで支払った医療費の取扱い

Q : 私は、昨年末、体調を崩して入院しました。入院費用は昨年支払ったのですが、クレジットで支払ったので、引き落としは今年になりました。この場合の医療費はいつの年分に含めたらいいのでしょうか？

A : 昨年の医療費として取り扱われます。
【解説】

医療費控除の対象となる医療費の金額は、その年中に実際に支払った金額に限られており、未払いになっている医療費は、実際に支払われるまで医療費控除の対象にはなりません。

ところで、ご質問のように医療費をクレジットで支払ったという場合には、クレジット会社が患者に代わって医療費を支払い、患者はクレジット会社が立て替えたお金を返済するということとなりますから、患者はクレジット会社に対して債務を返済しているということになり、医療費を払ったことにはならないのですが、クレジット会社が病院に対してする立替払いは、患者に代わって医療費を支払ったこととなりますので、クレジットを利用して支払ったときに患者が医療費を支払ったものとして取り扱うことができるとされています。

したがって、クレジットを利用して医療費を支払った年分の医療費として医療費控除の計算をすることができます。

なお、この場合にはクレジット会社からの領収書などによって医療費の支払先や医療費の額を明確にしておかなければなりません。

